

## 議案第20号

清水町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和3年3月12日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町営住宅管理条例の一部を改正する条例

清水町営住宅管理条例（平成9年清水町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「寡婦」を「ひとり親世帯の親」に改める。

第14条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第34条及び第35条中「令第11条」を「令第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。